

## 愛媛県旗の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県旗（昭和27年5月5日制定。以下「県旗」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 県旗を使用しようとする者は、あらかじめ愛媛県旗使用承認申請書（様式第1号）に県旗を使用しようとする事業等の概要が確認できる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）の申請があった場合において、当該申請が次のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を決定し、当該申請を行った者（以下「使用申請者」という。）に対し、愛媛県旗使用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、県旗の使用上必要があると認めるときは、当該使用承認に条件を付することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 公共的目的で使用する場合
- (3) 愛媛県の協賛事業、後援事業等において使用する場合
- (4) その他県旗を使用させることが適当であると知事が認める場合

3 知事は、第1項の規定により提出された書類について、必要があると認める場合は、使用申請者に対し、当該書類の修正又は必要と認める書類の提出を求めることがある。

4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、使用承認を受けることを要しない。

- (1) 愛媛県が県旗を使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において教育を担当する者及び授業を受ける者が、その授業の過程における利用に供することを目的として県旗を使用する場合

第3条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認をしないものとする。

- (1) 使用申請者が法人格を有しないとき（当該使用申請者による県旗の使用が公共性を有すると知事が認めるときを除く。）。
- (2) 県旗の使用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するとき。
- (3) 県旗が特定の政治、思想又は宗教の普及啓発その他の活動等に利用される

おそれがあるとき。

- (4) 県旗が使用申請者の営利の目的で使用されるおそれがあるとき（当該使用が愛媛県民全体の利益に資するときを除く。）。
  - (5) 県旗の寸法等の著しい変更その他その使用方法が適当でないとき。
  - (6) 使用申請者が愛媛県又は愛媛県の関係機関であると誤認されるおそれがあるとき。
  - (7) 使用申請者のシンボル・マーク、商標又は意匠として使用するとき。
  - (8) 使用申請者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (9) 使用申請者が法人である場合においてその役員のうち暴力団員等があるとき。
  - (10) 暴力団員等が使用申請者の事業活動を支配するものであるとき。
  - (11) 使用申請者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するとき。
  - (12) 前各号に定めるもののほか、使用承認をすることが適当でないとき。
- 2 知事は、使用承認をしない場合は、愛媛県旗使用不承認通知書（様式第3号）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第4条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容に基づき県旗を使用すること。
- (2) 使用承認に際して条件を付された場合は、それに従うこと。
- (3) 使用承認を受けた県旗を使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（承認内容の変更）

第5条 使用者は、第2条第2項の規定により使用承認された内容その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県旗使用変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第6条 知事は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すものとし、愛媛県旗使用承認取消通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合

- (2) 使用承認の条件に違反して県旗を使用した場合
  - (3) 前条の規定に違反した場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、使用承認を取り消すことが適当であると知事が認める場合
- 2 知事は、前項の規定により使用承認を取り消した場合は、使用承認を受け作成した物件の回収その他の必要な措置をとらせることがある。この場合において、当該措置に係る経費は、当該使用者の負担とする。

(損害賠償等の責任)

第7条 知事は、故意又は重過失があった場合を除き、使用承認に係る損害の賠償等の責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、県旗の使用に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係） 愛媛県旗使用承認申請書

<p>愛媛県旗使用承認申請書</p>	
<p>令和 年 月 日</p>	
<p>愛媛県知事 中村 時広 様</p>	
<p>申請者</p>	<p>住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）</p>
<p>愛媛県旗の使用に関する要領第2条第1項の規定により、愛媛県旗の使用の承認をしてください。</p>	
<p>使用目的及び 使用する事業等の概要</p>	
<p>使用方 法</p>	
<p>使用期 間</p>	
<p>担当者及び連絡先</p>	

注 愛媛県旗を使用しようとする事業等の概要が確認できる書類を添付すること。

様式第 2 号（第 2 条関係） 愛媛県旗使用承認通知書

<p>愛媛県旗使用承認通知書</p>	
<p>第 号 令和 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>愛媛県知事 中村 時広</p>	
<p>年 月 日付けで申請のあった愛媛県旗の使用については、 使用を承認します。</p>	
使 用 期 間	
使 用 目 的	
使 用 承 認 の 条 件	

様式第3号（第3条関係） 愛媛県旗使用不承認通知書

愛媛県旗使用不承認通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

愛媛県知事 中村 時広

年 月 日付けで申請のあった愛媛県旗の使用については、次の理由により承認しないので、愛媛県旗の使用に関する要領第3条第2項の規定に基づき通知します。

不承認の理由	
--------	--

様式第4号（第5条関係） 愛媛県旗使用変更申請書

<p>愛媛県旗使用変更申請書</p>	
<p>令和 年 月 日</p>	
<p>愛媛県知事 中村 時広 様</p>	
<p>申請者</p>	<p>住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）</p>
<p>愛媛県旗の使用に関する要領第5条の規定により、愛媛県旗の使用の変更の承認をしてください。</p>	
<p>変 更 内 容</p>	

注 変更の内容を確認できる資料を添付すること。

様式第 5 号（第 6 条関係） 愛媛県旗使用承認取消通知書

<p>愛媛県旗使用承認取消通知書</p>	
<p>第 号 令和 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>愛媛県知事 中村 時広</p>	
<p>愛媛県旗の使用に関する要領第 6 条第 1 項の規定により、愛媛県旗の使用承認を取り消します。</p>	
<p>取 消 理 由</p>	